

新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
(IRBの委員)	(IRBの委員)
第2条	第2条
(略)	(略)
<p>3 IRB委員名簿には、職業、資格及び所属などが含まれるものとし、倫理審査委員会報告システム (https://rinri.niph.go.jp//厚生労働省) 及び臨床研究開発支援センター（以下「センター」という。）ホームページにて公表する。</p>	<p>3 IRB委員名簿には、職業、資格及び所属などが含まれるものとし、倫理審査委員会報告システム (https://rinri.niph.go.jp//国立研究開発法人日本医療研究開発機構) 及び臨床研究開発支援センター（以下「センター」という。）ホームページにて公表する。</p>
(略)	(略)
(文書により報告を受ける事項)	(文書により報告を受ける事項)
第4条	第4条
(略)	(略)
(6) その他IRBが報告を必要とした資料	(6) その他IRBが報告が必要とした資料
(事務局)	(事務局)
第8条	第8条
(略)	(略)
第9条	第9条
(略)	(略)
<p>4 IRBは、議事概要に関する記録を作成し保存するものとし、会議終了後2ヶ月を目安に研究倫理審査委員会登録システム (https://rinri.niph.go.jp//厚生労働省) 及びセンターホームページにて公表するものとする。</p>	<p>4 IRBは、議事概要に関する記録を作成し保存するものとし、会議終了後2ヶ月を目安に研究倫理審査委員会登録システム (https://rinri.niph.go.jp//国立研究開発法人日本医療研究開発機構) 及びセンターホームページにて公表するものとする。</p>
附則	附則
(略)	(略)
附則	附則
本規程は、令和2年9月1日から施行する。	